

ケイパビリティ・アプローチの再検討——自由と必要

Reappraisal of Capabilities Approach——Freedoms and Needs

小笠原春菜

OGASAWARA Haruna

要旨 この論文は、ケイパビリティ・アプローチにおける自由と必要の関係について考察をするものである。具体的には、初めに A. センと M. ヌスバウムそれぞれのケイパビリティ・アプローチについて詳細に考察を行う。次にケイパビリティ・アプローチにおいて自由と必要に焦点を当てた先行研究を踏まえて、これまでの研究では見落とされていた点を明らかにする。検討の結果、センのケイパビリティ・アプローチでは自由概念と必要概念の区分が不明瞭であることが判明した。本論文では、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチにおける概念構築のための機能のリストアップの立場を参考にし、ケイパビリティ・アプローチにおいて自由と必要にずれが生じているケースが存在していることを指摘している。

1. 導入

ケイパビリティ・アプローチについて概観しよう¹。センの「ケイパビリティ (capability)」や「機能 (functionings)」という概念は、ロールズの平等論の不備を乗り越えるために独自に導入されたものである²。その起源は、A. スミス、K. マルクス、さらにさかのぼればアリストテレスまでたどることが出来る³。「機能」とは、人間の基本活動のことを意味する。すなわち「彼・彼女の所有する財とその特性を用いて人は何をなしうるか」ということに焦点を当てた概念なのである⁴。「機能」は人間の広範にわたる複雑な活動までを含み、そして、これら諸活動の組み合わせを選択していくことによって、人間の能力が明らかになってくるとされる。このように、機能の組み合わせの選択によって明らかになる人間の能力のことを「ケイパビリティ」という。人間は、選択可能な諸機能の中から選択を行うことで、さまざまな生を描いている存在とされる。ここでいう「ケイパビリティ」とは、諸機能の選択可能性の大きさを示していると理解することができる。

その後、1988年頃からセンはヌスバウムとの共同研究を行い、その成果は国連大学の WIDER において *The Quality of Life* としてまとめられた。そこでは、生命の質とは何か、社会状況を改善するために社会政策に要求されることは何かを、哲学者と経済学者が協力

¹ センのケイパビリティ・アプローチは、潜在能力アプローチと訳されることが多いが、本稿ではケイパビリティ・アプローチで統一する。ただし、引用等においては、この限りではない。

² Rawls (1971) を参照せよ。

³ Sen (1985b) の邦訳書 p. 4 を参照せよ。

⁴ 前掲邦訳書 p. 22 を引用。

⁵ Sen (1985b)、Sen (1992)、Sen (1999a)、Sen and Nussbaum (1993)、絵所・山崎編 (2004)、川本 (1995)、鈴木・後藤 (2001) を参照せよ。

することで明らかにし、人間のケイパビリティやジェンダーについての正義、ヘルスケアに関する政策に対して首尾一貫性をもって考察している。センとヌスバウムは、一連の共同研究を通じて、次のような共通点を持つにいたった。

- ① ケイパビリティに関する主張や、それを擁護するために行なう議論において両者は同意している。
- ② 政治的自由がもつ重要な役割を認めている。
- ③ 「経済的ニーズは自由を否定して満たされるようなことはあってはならない」とする⁶。
- ④ 「追求すべきケイパビリティは個人にとって価値あるものであり、政府は何をなすべきか考えるとき、考慮しなければならないのはひとりひとりのケイパビリティである」⁷。
- ⑤ 文化相対主義は貧弱な内容しか持たず、開発政策の分野では普遍的規範が必要である。

しかし、その後の研究において、ヌスバウムは、「このレベル以下では本当に人間らしい機能を達成できない最低水準」という考え方をを用いることにより、その水準を社会目標として設定した⁸。さらに、その最低水準を明らかにするために、ケイパビリティのリストを具体的に提示している。一方で、センはヌスバウムとは異なり、ケイパビリティの普遍的なリストを提示せずに、具体的な例示だけに留めている。それだけでなく、センはヌスバウムの言うような最低水準というものを具体的には考えていないが、必要と剥奪との関連に言及することを通じて、表現の自由と言論の自由を含む政治的諸権利の本質的な役割を指摘している⁹。

以下では、センのケイパビリティ・アプローチとヌスバウムのケイパビリティ・アプローチについて詳細を見ていこう。

2. A. センのケイパビリティ・アプローチ

1) 機能とケイパビリティ¹⁰

個人が実際に実現できる機能は、財の利用パターンを反映する利用関数と財ベクトルの選択に依存する。洗濯機を所有している人が洗濯機の操作方法を知らないならば、「洗濯する」という洗濯機の特性は実現できないことになる。人が持つ利用関数の集合 F_i の中からある利用関数 f_i が取り出され、人が利用できる財貨の集合 X_i の中からある財ベクトル x_i がひとりに利用できるとする。(たとえば [パン 1 枚、牛乳 1 本] というのが財ベクトルの例)。ひとは財の特性 (たとえば、「たんぱく質を供給する」) を引き出すが、それは

⁶ Nussbaum (2000) の邦訳書 p. 15 より引用。Sen (1999) の邦訳書 p. 71 も参照せよ。

⁷ 前掲邦訳書 p. 71 より引用。

⁸ 前掲邦訳書 p. 6 より引用。

⁹ Sen (1999) 第 6 章を参照せよ。

¹⁰ 以下の記述は、主に、Sen (1985b) に依拠している。その他には、Sen (1970)、Sen (1977)、Sen (1979a)、Sen (1979b)、Sen (1980)、Sen (1981)、Sen (1982)、Sen (1985a)、Sen (1987)、Sen (1992)、Sen (1997)、Sen and Dreze (1995a)、Sen and Dreze (1995b)、Sen and Dreze (1999)、Sen et al. (1987)、朝日 (1992) を参照せよ。

特性関数 $c(x_i)$ として表現できる。

人は財の持つ特性 ($c(x_i)$ ——「物を運ぶ」「暖める」など) と、それを利用する活動 (利用関数 f_i で示される「自転車を乗り回す」など) を組み合わせることで、機能 (たとえば「移動する」) を実現し、生活していくことになるが、この機能 b_i は $b_i = f_i(c(x_i))$ と表現できる。利用関数も財ベクトルも限定された範囲 (条件の下) では人は、ある程度の選択はできる。このような限定された諸条件の下で、人が選択できる機能ベクトルの全体 (集合) が、その人のケイパビリティである。ケイパビリティは、財の特性を機能に変換する個人的特徴 F_i と、財に対する支配権 X_i に条件付けられたものである。

- x_i : 個人 i が所有する財 (商品) ベクトル
- $c(\cdot)$: 財ベクトルを特性ベクトルに変換する関数
(商品ベクトルをそれらの商品の属性に変換する関数)
- $f_i(\cdot)$: 個人 i の利用関数
(個人 i が機能ベクトルを生み出すために行ないうる財の利用パターン)
- F_i : 個人 i の選択できる様々な消費パターンの集合
- b_i : 機能ベクトル

個人 i の機能ベクトルは、商品の属性が実現される能力をさす。センは

$$b_i = f_i(c(x_i))$$

と定式化する。しかし、朝日 (1992) によると、この機能ベクトルは個人の保有する商品ベクトルだけでなく、他人の持つ財ベクトル、さらには社会的特徴 (たとえば政府の介入政策等) にも依存しうると主張されることがある。

財ベクトル x_i が与えられたとき個人 i にとって実現可能な機能ベクトル $P_i(x_i)$ は以下のように示される。

$$P_i(x_i) = \{b_i \mid \text{ある } f_i \in F_i \text{ に対して、} b_i = f_i(c(x_i))\}$$

個人のケイパビリティとは、彼の選択可能なあらゆる消費パターンから生じる機能ベクトルの集合である。(ここでももちろん、彼の財ベクトルは彼に許された消費可能性の中に制約される)

もし個人 i が支配権集合 X_i 内の財ベクトルのみを選択できるのであれば、個人 i が実現できる機能ベクトルの集合 $Q_i(X_i)$ は、以下のように示される。

$$Q_i(X_i) = \{b_i \mid \text{ある } f_i \in F_i \text{ および、} x_i \in X_i \text{ に対して、} b_i = f_i(c(x_i))\}$$

集合 $Q_i(X_i)$ は、(財の特性を機能に変換する) 個人的特徴 F_i および財に対する支配権 X_i (「権限」) が与えられたもとで、個人 i が機能の選択に関して持つ自由度を表現している。この意味において、 Q_i を、これらのパラメータが与えられたもとの個人 i の「ケイパビリティ (capabilities)」とセンは呼んでいる¹¹。

¹¹ センの定義に基づき (形式的には『福祉の経済学』で定義されている)、自由をケイパビリティ集合であるとする。ただし、『自由と経済開発』では、形式的に定式化されたケイパビリティ以外の自由が存在していることが読み取れる。彼の著作では、形式的なケイパビリティでは判断のつかない事例が盛り込まれている。それゆえに、自由概念を適切に表現するためにケイパビリティ空間で自由概念を定義する必要がある。

なお、センがケイパビリティと機能についての区別を示すときに、用いられた表現を以下に引用しておく。

ケイパビリティ・アプローチの重要な点は、財や所得や効用等といった空間から離れて、生活の構成要素からなる空間で議論するということにある。そのため空間に関する限り、機能であってもケイパビリティであっても差がないということは非常に重要な点である。つまり、機能の組み合わせはそのような空間の1点であるのに対し、潜在能力はそのような点の集合である¹²。

2) 自由、行為主体、およびその評価の問題

ハイエク、バーリンらの自由論者は、人間の活動を妨げる制約要因を除去するような「消極的自由」に関心を集中させる¹³。しかしセンのケイパビリティ・アプローチにおいて、機能の組み合わせの幅を広げることを人間の根底にすえ、「積極的自由」を重要視している。ここで語られる自由とは、結果としての自由のみならず、より良い生活を追求していく自由を表現していく力を含むものである。

このことから、人間は福祉や効用を追及するだけの存在ではなく、自分自身の価値を形成していく主体、すなわち「行為主体 (agency)」として捉えることができる。換言すれば、「人が自分にとって価値ある行為をする能力や価値ある状態になる能力」をもつ存在であるという観点である。センは、この行為主体性の側面は、福祉を超えた人間の在り方に関する評価の問題に関わると主張している¹⁴。このように行為主体という概念を想定した人間観により、センは、ケイパビリティという道具的概念を用いて、自由の重要性を説くことになる¹⁵。

センはひとの機能の評価行為そのものの意義を、以下の2つに分けて論じている¹⁶。

- ① 〈福祉的自由〉であって、人が選択可能な機能の束の集合 (=ケイパビリティ集合) に含まれる選択可能性の豊かさ、すなわち自由度を評価しようとする事。
- ② 人々が資源配分のあり方に対する批判的評価、資源配分メカニズムのあり方の設計と選択にかかわる社会的選択プロセスに参加して、自らの公共的判断を自発的に表現する〈行為主体的自由〉を評価しようとする事。

センは、評価対象を4分類している¹⁷。塩野谷は、福祉と行為主体性の人間の2側面と、成果と機会に時間概念を用いることにより、センの倫理学の枠組みとして以下のような表を提示している。

¹² Sen (1992) p. 50、邦訳書 p. 71 より引用。

¹³ Hayek (1960)、Hayek (1973)、Berlin (1969) を参照せよ。

¹⁴ Nussbaum and Sen eds. (1993) の邦訳書 pp. 67-68 を参照せよ。

¹⁵ Sen (1985a)、Sen (1985b)、Sen (1987)、Sen (1992)、Sen (1997)、Sen and Dreze (1995a)、Sen and Dreze (1995b)、Sen and Dreze (1999)、Sen et al. (1987) を参照せよ。

¹⁶ Sen (1985b)、Sen (1992)、Sen (1999) を参照せよ。

¹⁷ Nussbaum and Sen eds. (1993) の邦訳書 p. 65 を参照せよ。

表1 センの倫理学の枠組み¹⁸

側面 \ 段階	達成段階	機会・自由段階
福祉的側面	(A) 福祉の達成	(B) 福祉的自由
行為主体的側面	(C) 行為者としての達成	(D) 行為者の自由

- I. 人間の側面については福祉（well-being）以外に人々が追求する目的や価値があるということ（CおよびDの列を設けること）¹⁹
- II. 評価の段階については、目的の達成以外に機会や自由に価値を認めるということ（BおよびDの列を設けること）
- III. 達成された福祉については、それを主観的な効用とは考えないで、生き方を表す機能のタームで考えるということ（Aの解釈を変えること）²⁰

要するに、センは、人間観に行為主体の概念を採り入れ、福祉の評価の時点では、結果だけでなくそのプロセス（機会）も考慮に入れる。加えて、従来の福祉の達成が、効用を基準に判断されていたのに対して、新たに「機能」の概念で基準の視点を変えようとしているのである。

このように、センがひとの2つの側面を重要視するのは、人間の多様性を重要視しているからに他ならない。そして、その多様性は、人間が持つ自由な能力の可能性として、豊かな生を評価するアプローチに、センが組み込もうとした大きな要素であるだろう。後藤は次のように、センのケイパビリティ・アプローチを説明する。

機能についての判断を効用と呼ばず、「評価」とするのは、個々人が、自己の主観的反応の多層性を自覚した上でより内省的な評価を形成していく営みに着目することにあると解釈される。最適な機能を発見していくプロセスを、個々人の自律的決定のプロセスとして尊重すべき根拠は「行為主体的自由」の価値に存在すると考えられる²¹。

センは自由の持つ様々な側面の意味を十分に理解し、それらの相互連関を重視することを繰り返し強調してきた。それゆえに、彼はどれか特定の自由だけを取り出して、政治体制や経済体制を評価しようとするのが誤りであると考えているようである。

¹⁸ この表は、塩野谷（2002）p. 131をもとに筆者が作成したものである。

¹⁹ agency に関してGriffinによるリストは興味深い。Griffin（1986）p. 67、Phillips（2006）pp. 74-75を参照せよ。

²⁰ 塩野谷（2002）pp. 130-132を引用。

²¹ 後藤（1999）p. 28より引用。

3. M. ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチ——必要概念の導入とその検討²²

1) M. ヌスバウムによる諸アプローチへの批判

ここでは、M. ヌスバウムが行った「生活の質」を測定する諸指標に対しての批判を紹介し、その批判からヌスバウムが導き出した結論について述べる。ヌスバウムは、「生活の質」の測定に関するセンの功利主義批判と同様に、「生活の質」を測定する既存の測定指標について、批判的考察を行なっている²³。それは、既存の諸指標が彼女の支持するケイパビリティ概念に基づく指標よりも魅力に乏しいものであることを指摘する作業でもある。

第一の批判は、「生活の質」の評価基準として一人当たり GDP を採用することに対する批判である。一人当たり GDP は、これまで「生活の質」を評価する際の指標として頻繁に用いられてきた。経済成長率を高めることが国家目標として採用され、また生活水準の国際比較の基礎として用いられてきた。しかし、このアプローチは、富や所得の分配については何も示さないものであった。事実、一人当たり GDP の水準が同じ国々でも実際の所得分布構造は大きく異なっている。また、富や所得といった経済データと常に相関関係があるわけではない「重要な生活の良さの指標（平均寿命、乳幼児死亡率、教育の機会、雇用機会、政治的自由、民族間関係、ジェンダー関係）の情報も必要である」²⁴。したがって、一人当たり GDP アプローチは、最優先の社会目標としても、生活水準に関する国際比較の基礎としても有効なアプローチであるとは必ずしもいえない。

第二の批判は、功利主義的アプローチを「生活の質」の評価指標として採用することに対する批判である。功利主義に基づいたアプローチとは、人々の満足を「効用」という概念に置き換えて、その善し悪しを効用の大きさに測ろうとするものである。そして、このアプローチでは、人々の効用は基数的に取り扱うことができ、総和や平均を算出することが可能とされる²⁵。しかし、このような功利主義的アプローチの総和的効用、あるいは平均的効用という測定指標では、いくつかの問題が存在する。まず、①総和主義に基づくこのアプローチは、「異なる人々の生活を集計しようとするだけでなく、人々の生活のさまざまな要素をも集計しようとする」²⁶。すなわち、効用が集計された数字では、豊かな生活を営む人々から生命の維持さえ困難な人々に至るまで、人がどのような分布をしているか、ということがわからないため、「生活の質」の善し悪しを判断する上で「ひとりひとりの個人に対して敬意を払っていないという問題がある」²⁷。次に、②「平均効用は不正確な数字であり、その値から、多様なタイプの人々がいることやその人々の相対的な社会的位

²² この節は、小笠原（2006）の第3章に加筆修正を加えたものである。

²³ センの功利主義批判については、Sen (1977)、Sen (1979a)、Sen (1985b)、Sen (1992)、Sen (1999) を参照せよ。ここでの議論は主として Nussbaum (2000) に依拠している。以下は、Nussbaum (2000) の邦訳書 pp. 71-83 をまとめたものである。

²⁴ Nussbaum (2000) の邦訳書 p. 72 より引用。

²⁵ 前掲邦訳書 pp. 73-75 に示されている功利主義的アプローチの特徴づけは、センの着目する功利主義の特徴と同様である。

²⁶ 前掲邦訳書 p. 74. より引用。

²⁷ 前掲邦訳書 p. 73. より引用。

置を十分に知ることはできない」という点である²⁸。つまり、功利主義は、効用の社会的総和あるいはその平均値を最大にしようとするために、それぞれの良さの間のトレード・オフの関係を認めてしまうことになり、「周辺に追いやられてしまった貧しい人々について考えるときに問題を引き起こす」²⁹。最後に、③効用に信頼を置くことは、「生活の質」に「直接関連する情報をほとんど含んでいない」という点である。実際、人々が自身に起こった出来事に対してどのように感じ、どのように満足しているかという測定指標は、「生活の質」の一部分の指標でしかない。したがって、功利主義的アプローチは、教育や政治的エンパワーメントや、雇用機会など、きわめて重要な関連情報を無視してしまうことになる。以上の問題点から、功利主義的アプローチを「生活の質」の評価指標として採用するのは、適切であるとは言い難いことがわかる。

第三の批判は、ロールズのアプローチに対する批判である。ヌスバウムは次の二点においてロールズを批判する³⁰。

- ① 「個人の政治的構想と基本財の概念を、西洋哲学の伝統においてのみ合意の基礎を与えるものとみなすことを選ん」だこと³¹。
- ② 実際に誰が豊かで誰が貧しいかを資源によって測ろうとするとき、それぞれに資源に対する必要性和その資源を機能に変換する能力は異なっているという現実を無視していること³²。

①に関して、ヌスバウムは、個人が政治的参加の機会を要求しようとすることは、決して西洋から輸出されたものではないと主張する。また、②において、基本財で豊かさを計測しようとすることは、「物神崇拜」であるというセンの批判に同意している。

しかし、ヌスバウムは、ロールズのアプローチを「基本的資源に注目し、その分配を問い、そこから公正な社会的配分の基準とは何かを導こうとする」優れたアプローチであることを認めている。ロールズのアプローチは、すべての人々にとって、基本的自由や機会や力は「基本財の中でも最も重要なもの」であると主張しており、それに加えて、「基本財」のリストは、「人々がほかに何を追求しようとも、これらの基本的な資源が中心的重要性を持」つとされている。このように、ロールズが自由な力に優先度を与え、「物質的基礎の重要性をはっきりと認める立場をとっている」点をヌスバウムは評価しているのであり、「生活の質」についてさらに考察するための有望なアプローチであると理解しているのである。

ヌスバウムの主張は、ひとりひとりが自分自身の状況についてどう感じているかを問うだけではなく、実際に何ができ、どのような状態になれるのかを問う必要があるというものである³³。彼女のアプローチは、「人間の尊厳への尊重が要請するミニマムなものとして、

²⁸ 前掲邦訳書 p. 73.

²⁹ 前掲邦訳書 p. 74. 平均効用とその問題については、Rawls (1971) pp. 156-173 を参照せよ。

³⁰ 前掲邦訳書の邦訳書 pp. 78-82

³¹ 前掲邦訳書 p. 79.

³² 前掲邦訳書 pp. 80-81 を要約。

³³ 前掲邦訳書 p. 84 は以下のように述べている。

ケイパビリティ・アプローチが問う中心的課題は、「バサンティはどれほど満足しているか」ではなく、「彼女はどれほどの資源を自由に使えるか」でもない。そうではなくて、「バサンティは実際に何をすることができ、どのような状態になれるか」である

すべての政府が尊重し施行すべき基本的な憲政原理に関する説明を哲学的に支援すること」にその目的がある³⁴。そのために、彼女が特に注意を払ったのは次の諸点である。

第一に、このアプローチではひとりひとりが価値を持つものとして、そして目的として扱われるということである。すなわち、「ひとりひとりを目的とする原理 (a principle of each person as end)」に基づく「ひとりひとりのケイパビリティの原理 (a principle of each person's capability)」が採用されている³⁵。第二に、真に人間的な中心的機能のリストが、同時に様々な文化を超えて合意しうるものになるように作成されていることである。この、「真に人間的な中心的機能のリスト」とは、「実現した機能のリストではなく、ケイパビリティ、すなわち達成可能な機能のリスト」である³⁶。そして、第三に、少なくとも部分的には、これらのケイパビリティの最低限のレベルが達成されるように、社会的政治的的制度が選択されるべきであるという主張である。換言すると、「ケイパビリティの閾値 (threshold level)」すなわち、「このレベル以下では本当に人間らしい機能を達成できない最低水準」という概念を用いることにより、その閾値を社会目標として提示することである³⁷。

そして、ヌスバウムが用いる「濃厚で曖昧な善の理論 (the thick vague theory of the good)」はあくまでも善き生の「輪郭のスケッチ」を描くものであり、輪郭内部の内容は個人の選択に任されている³⁸。つまり、ヌスバウムの規範理論の視座は、①善き生を送ることは望ましいこと、②善き生を送るためには精神的必要のみならず、物質的 necessary の充足が不可欠であること、という2つの主張にある。

2) ケイパビリティ・アプローチにおける必要

ヌスバウムはケイパビリティを規範的な概念として用いようとする際、「基礎的ケイパビリティ (Basic Capabilities)」、「内的ケイパビリティ (Internal Capabilities)」、「結合的ケイパビリティ (Combined Capabilities)」の、3つのタイプに分けて考えようとする³⁹。

基礎的ケイパビリティは、「個人生来の素質であり、より高度なケイパビリティを達成するために必要な基礎・道徳的関心の基礎となるもの」であるという。たとえば、「見る」や「聞く」などはそれにあたる。内的ケイパビリティは、「個人に関わる状況であり、その人に関する限りにおいて、必要な機能を実践するための十分条件となる」ものである。基礎的ケイパビリティとは異なり、これらの状態はもっと成熟したレベルで実現する準備ができていものである。これらはたとえば、成長していく過程で覚えていくような、「母国語を話す」「信教をもつ」などをさす。すなわち、他の人と遊び、愛し、政治的選択を行使するといった内的能力は周りからの支援を受けて発達するものである。結合的ケイパビリティは、「内的ケイパビリティがその機能を発揮するための適切な外的条件が存在している状態」と定義される。たとえば、宗教的自由や表現の自由に慣れ親しんできた人が、

³⁴ 前掲邦訳書 p. 5 より引用。

³⁵ 前掲邦訳書 p. 6、p. 66、p. 87 を参照せよ。

³⁶ 前掲邦訳書 p. 88 より引用。

³⁷ 前掲邦訳書 p. 6 より引用。

³⁸ Nussbaum (1990) pp. 217-218、川本 (1995) pp. 77-79 を参照せよ。

³⁹ この小節の記述は、主として Nussbaum (2000) の邦訳書 pp. 98-100 に依拠している。

突如その自由を禁止されてしまった場合、内的なケイパビリティは持っているものの、結合的ケイパビリティは持っていないことになる。すなわち、この結合的ケイパビリティは外的な影響を伴うケイパビリティである。

内的ケイパビリティと結合的ケイパビリティの区別はそれほどはっきりしたものではない。成熟度でいえば同じ程度であると見ても良い。ただし、両者の区別を明らかにするならば、国際的な開発分野における権利の保障、たとえば、政治参加の権利、宗教的自由の権利、言論の自由の権利などを保障することは、その分野で機能するための結合的ケイパビリティを人々に与えることになる。換言すれば、結合的ケイパビリティとは、権利について考える最善の方法が成り立っている状態と考えてよいであろう⁴⁰。ヌスバウムは、このような結合的ケイパビリティのリストは特定の政治的構想と重なり合う合意の基礎として考えている⁴¹。

そこでヌスバウムは、善き生にとって最低限必要だと思われる結合的ケイパビリティをリスト化する⁴²。このリストは「多元的な実現性」、すなわち、リストの内容は地域の信念や状況に合わせて具体化されるものであるという。ヌスバウムは、それぞれの項目の閾値をもっと正確に決めていく必要性を認めているが、そのためには人々が政治目的のために合意することを目指していかなければならないとしている。以下の表2は、ヌスバウムの提示したケイパビリティのリストの項目と内容である。

ヌスバウムは自らケイパビリティのリスト化を行ったことに対して、次のように重要性を強調する。第一に、リストで挙げられた1つ1つの要素は、トレード・オフの関係ではなく、それぞれが複雑に相互関連しあうものである⁴³。そのため、ヌスバウムはこれらのケイパビリティのうち、1つでも閾値以下に引き下げられることを望まない。第二に、ヌスバウムのリストの中には、ロールズの「社会的基本財」が含まれているということである。それは、「運命の恣意性 (the arbitrariness of fortune)」によって左右されうる資源や権力の差で生じた格差を、ケイパビリティ・アプローチを採用して、その埋め合わせを行うことへのヌスバウムの期待が表されているといえよう⁴⁴。すなわち、政府が目指すべきはこれらのケイパビリティの社会的基礎を提供することにある。

第三に、これらのリストの中で、ヌスバウムが特に重視するのは、「実践理性」と「連帯」の項目である。この2つは、「他のすべての項目を組織し、覆うものであるために特別に重要であり、それによってひとは真に人間らしくなる」とヌスバウムは主張する⁴⁵。すなわち、この2つの項目は、他のケイパビリティを充足する役割を担っているというもので

⁴⁰ もちろん権利には別の意味も存在する。たとえば、ある国が宗教の自由を保障しないとしても、その国に住んでいる人はただ人であるという理由で宗教的自由の権利（に対する正当な要求）を持っている。この意味での権利は、ヌスバウムの言うところの「基礎的ケイパビリティ」に近いものである。このことについては、Nussbaum (2000) の邦訳書 p. 116 を参照せよ。

⁴¹ 一方、センはどのタイプのリベラリズムを支持するのかということに関して明言を避けている上に、ケイパビリティが政治的目標であるのかどうかについても厳密な形で理論構築を行っていないように見受けられる。Nussbaum (2000)、Alkire (2002) を参照せよ。

⁴² このリスト化は、ドーヤルとゴフの「中間的必要」のリストとの関わりをもつものであろう。Doyal and Gough (1991) を参照せよ。

⁴³ Nussbaum (2000) の邦訳書 p. 95 を要約。

⁴⁴ Rawls (1971) p. 102 を参照せよ。

⁴⁵ Nussbaum (2000) の邦訳書 pp. 96-97 より引用。

表2 人間の中心的な機能的ケイパビリティのリスト⁴⁶

生命	正常な長さの人生を全うできること。早死にしないこと。尊厳のある生活をする こと。	
身体的健康	健康であること。適切な栄養を摂取し、適切な住居に住めること。	
身体的保全	自由に移動でき、暴力などに抗する主権者として、身体的境界を持つこと。	
感覚・想像 力・思考	これらの感覚を使えること。識字能力を持つこと。教育を受けることができる こと。思想・信仰・表現の自由を持つこと。	
感情	愛せること、嘆けること。切望や感謝や正当な怒りを経験できること。	
実践理性	よき生活の構想をたて、人生計画について批判的に熟考（批判的内省）ができ ること。良心の自由を持つこと。	
連帯	A	他人と一緒に、他人のために生きることができること。他人を受け入れ、 関心を示すことができること。集会・政治的発言の自由などの、さまざま な社会参加ができること。他人の立場を想像し、その立場に同情できるこ と。
	B	自尊心を持ち、屈辱を受けることのない社会的基盤を持つこと。他人と等 しい価値を持つ尊厳のある存在として扱われること。（あらゆる差別から 護られることを含意する）
自然との共生	動物、植物、自然界に関心を持ち、それらと関わって生きること。	
遊び	笑い、遊び、レクリエーション活動（気晴らし）を楽しむこと。	
環境の コントロール	A 政治的	自分の生活を左右する政治的選択に効果的に参加できること。政 治的参加の権利を持ち、言論と結社の自由が守られること。
	B 物質的	形式的のみならず、真の機会という意味でも、資源や財産を持つ こと。他人と対等の財産権を持つこと。他者と同じ基礎に立って 雇用を求める権利を持つこと。令状のない捜査や拘束の禁止下に あること。

ある。それは、「実践理性」——人間が人間として生きていくために、自己の善の構想を形成するとともにその将来を考え、人生を設計し、その生き方を反省する能力——と、「連帯」——他者と会話し、他者に関心を持ち他者と協働できる能力——、どちらか一方を欠いたとしても、人間が単なる動物としてではなく、「社会的動物」として生きていくことは困難になるということを示唆している⁴⁷。

ヌスバウムによるリストは「人間の中心的な機能的ケイパビリティ」と題されているが、それは人間のあるべき一連の機能を提示しているのではなく、自らの善き生の構想にしたがって機能するであろう、すべての人に備えられているべきケイパビリティを提示してい

⁴⁶ この表は、Nussbaum (2000) pp. 78-80、Nussbaum (2000) の邦訳書 pp. 92-95、および Nussbaum (2006) pp. 76-78 に依拠して筆者が作成したものである。

⁴⁷ Nussbaum (2000) の邦訳書 p. 97 を要約。

る。ヌスバウム自身、このようなケイパビリティのリストは基本財という概念を用いるロールズのリストと近似していることを認めている⁴⁸。しかし、両者の主要な違いは、ヌスバウムのリストは、「所得や富といった物質的な項目を正当な目標とすることを拒否する一方、「健康と気力、知性と想像力」といったロールズが「自然的善」と呼んだいくつかの善の社会的基礎をリストに載せ」ている点にある⁴⁹。

また、ヌスバウムのケイパビリティのリストは、単に人の福祉や必要の評価基準や比較の指標として用いるだけではなく、人々が政府に対して要求する権利を持つ中心的基本原理の基礎となりうることを目的として作成されている。そこには人の善の構想という道徳的な直観と社会的動物として人間の尊厳的価値が前提となっており、ケイパビリティは、また、正義の理論の一部として、規範的政策提言の役割を担うものであるとしている。

このリスト化についての問題は、ケイパビリティ・アプローチの問題、とりわけ、センとヌスバウムの微妙な、そして決定的な差異として位置づけられることとなる。

4. 「自由」と「必要」との両立可能性

1) 両立可能性をめぐる議論

以下では、ケイパビリティ・アプローチについて論じた先行研究において、自由と必要の両立可能性がどのように考えられているかを詳細にみていく。

Alkire は、ケイパビリティ・アプローチの批判的考察を行っている⁵⁰。彼女は、自由と必要の両立可能性に関して、「どのようにしてケイパビリティセットを測定できるのか？いかにして価値対立は解決されるのか？」と問う⁵¹。また、これと関連して、Sugden (1993) は次のように、センのケイパビリティ・アプローチの問題点を指摘し、自らの主張を展開している。「センが関連付けた機能の豊富な集まり、理性的な人々の間でのよい生活の性質についての合意ができないことの広がり、そしてケイパビリティセットの評価の仕方について未解決の問題が残っていることが前提とされるとき、センの枠組みがいかに実用的ではないかを問うことは自然なことである」というのが Sugden の主張である⁵²。このような Sugden の主張に対して Alkire 自身も以下のように述べている。

センや他の者たちが、ケイパビリティ・アプローチに親和的な経験的研究を行ってきたこと、そして、そのような経験的分析がケイパビリティ・アプローチ批判に対する反論となっていることは、ある水準において、明らかである。しかし、彼らのそのような研究は (i) 価値あるケイパビリティをどのようにして特定化するのか、(ii) 諸ケイパビリティ間のウェイト付けと優先順位付けを与えるような、戦略性のある経済的な意思決定というのは、どのようになされるのか、(iii) ケイパ

⁴⁸ 前掲邦訳書 pp. 104-105 を参照せよ。

⁴⁹ 前掲邦訳書 p. 105 より引用。Rawls (1971) p. 62 を参照せよ。

⁵⁰ Alkire (2002) pp. 11-13 を参照せよ。

⁵¹ *ibid.*, p. 11.

⁵² cf. *ibid.*, p. 11.

ビリティを評価する際の価値判断基準をめぐる対立があるとき、どうすればよいのか、(iv)どのようにしてケイパビリティセットを測定できるのか、という質問には答えてくれない。

Sugden の問いは修辭的である。なぜならば、セン自身は、今までケイパビリティ・アプローチは十分に実用可能であると主張してこなかったし、そして彼はケイパビリティ・アプローチを完全な「正義の理論」ではないと明確に認識していたからである⁵³。

すなわち、Sugden の問いかけがなされた理由は、「一部の批判には、ケイパビリティ・アプローチはさらに発展するものとして論じられなければならない諸問題に焦点を当てるものがあるから」である⁵⁴。彼らは、センのケイパビリティ・アプローチをもっと実用的なものに構築し直そうという、穏やかな態度をとっている。以下の引用は、彼らのそのような態度を示す一例である。

センは個人の目標と社会の目標を明示的に精査することの必要性をつねづね述べているのであるが、問題は、彼が評価にまつわる諸問題を解決する上で、必要となる諸手続きの実行可能な範囲を特定化しないこと、また、評価を行う上で不可欠な情報を入手する諸手続きの実行可能な範囲を特定化しないことにある⁵⁵。

センの定式化によると、ケイパビリティ集合はある個人の自由集合である⁵⁶。しかし、ケイパビリティ空間を用意しただけであって、上のような批判に答えられるような定式化は行ってこなかった。そこで、センに対するこのような批判を打開すべく、本論文の第3節で述べたように、ヌスバウムはケイパビリティのリストを提出し、必要概念の特定化を図った。また、彼女は機能そのものを特定化し、それが最低限の必要を満たしているかどうかを問題としている。

このことに関して、Stewart は以下のような興味深い2つの事例を提示している⁵⁷。

- ① 「低水準の平等所得分配のもとで、すべての人々の基本的ニーズが満たされている」（みんな等しく貧しいがベーシックニーズは満たされている）…ロックの「自然状態」に近い、清貧の発想、生命は維持できるが自給自足生活。
- ② 「多くの人々が広範囲に及ぶ機能の達成を実現しているが、残りの人々は基本的ニーズを充足できていない」（かなり多くの人たちが高い福祉水準を実現しているのだが、一部の人々はベーシックニーズさえも満たせない）…ベンサム流の功利主義の「最大多数の最大幸福」という規範を想定した状況だから、全員の生存や生活を可能にしようという発想ではない。

⁵³ *ibid.*, p. 11.

⁵⁴ *ibid.*, p. 11.

⁵⁵ *ibid.*, p. 11.

⁵⁶ Sen (1985b) p. 9 を参照せよ。

⁵⁷ Stewart (1996) を参照せよ。

上の Stewart の事例を受け、Alkire は、ある個人が潜在的に 2 つの消費可能集合を持つような以下のケースを考える⁵⁸。

- a. すべてのベーシックニーズが満たされている。
- b. ベーシックニーズの一部は満たされている。ニーズとは関係ないけれど、より多くのお酒とタバコを消費している。

上の例において、a の状況はケイパビリティ空間内で自由と必要が理想的な状態であることを例示している。一方、b の状況は必要の一部が満たされていないにもかかわらず、必要とは無関係な自由が実現している具体例となっている。このことをより一層明確に理解するために以下では、ケイパビリティ・アプローチにおける自由と必要の厳密な理論的分析を展開していく。

2) 理論的な検討

主として、ここでの議論は A・センの主張（ケイパビリティ集合の拡大は、自由の拡大である）と、M・ヌスバウムの主張（ケイパビリティ・アプローチにニーズという概念を導入する）を詳細に考察することを通じて、ケイパビリティ・アプローチにおける自由と必要の関係を厳密に分析していく。

個人的特徴 F_i のある要素 $f_i(\cdot)$ と、個人 i の所有権が及ぶ財の集合 X_i のある要素 x_i に対して、 $b_i = f_i(c(x_i))$ を満足するような機能 b_i の集合 $Q_i(X_i)$ をケイパビリティ集合と定義する。このことを式で表すと以下ようになる⁵⁹。（『福祉の経済学』）

$$Q_i(X_i) = \{b_i \mid \exists f_i(\cdot) \in F_i, \exists x_i \in X_i, b_i = f_i(c(x_i))\}$$

ただし、大文字は集合を表し、小文字は集合の要素を表す。

ここで、すべての個人が最低限保有すべき機能の集合（リスト）をニーズ集合と呼び、次のように定義する。

$$Q^* = \{b^1, b^2, \dots, b^\ell\}$$

ここで、 $b^k (k=1, 2, \dots, \ell)$ は、ある特定の機能を表している。このとき、ニーズの充足とは、ニーズ集合 Q^* がケイパビリティ集合 $Q_i(X_i)$ の部分集合であることをいう。すなわち、

$$Q_i(X_i) \supseteq Q^*$$

である。

しかし、センはケイパビリティ集合 $Q_i(X_i)$ がニーズ集合 Q^* の部分集合ではないとき、すなわち、

$$Q_i(X_i) \cap Q^* \neq Q_i(X_i)$$

（ \cap …共通部分）

のとき、ケイパビリティ集合 $Q_i(X_i)$ とニーズ集合 Q^* の和集合からケイパビリティ集合 $Q_i(X_i)$ を除いたものが空集合ではない。すなわち、

⁵⁸ この箇所は、Alkire (2002) p. 11 の一部をまとめたものである。

⁵⁹ この小節での記号法は Sen (1985b) に依拠している。詳しくは、Sen (1985b) の第 2 章を参照せよ。

$$\{Q_i(X_i) \cup Q^*\} - Q_i(X_i) \neq \emptyset$$

(\cup …和集合、 \emptyset …空集合)

であるケースを想定してない。

再び繰り返すが、センの定式化によると、ケイパビリティ集合はある個人の自由集合である⁶⁰。ケイパビリティ・アプローチにおいて、自由の尊重と必要の充足は、両立可能な場合（ケイパビリティ集合が拡大すれば、ニーズ集合がケイパビリティ集合の部分集合になるケース）もあれば、両立不可能な場合（ケイパビリティ集合をどんなに拡大してもニーズ集合をケイパビリティ集合の部分集合とできないケース）もある。具体的にどちらが成立するのは、それぞれの状況に依存している。すなわち、センは、ケイパビリティ集合がニーズ集合を包含するとき、ニーズ集合がケイパビリティ集合を包含するときについては想定しているが、ケイパビリティ集合とニーズ集合とが共通部分をもつケースについては考慮していない。このことを図で表現したものが以下である。

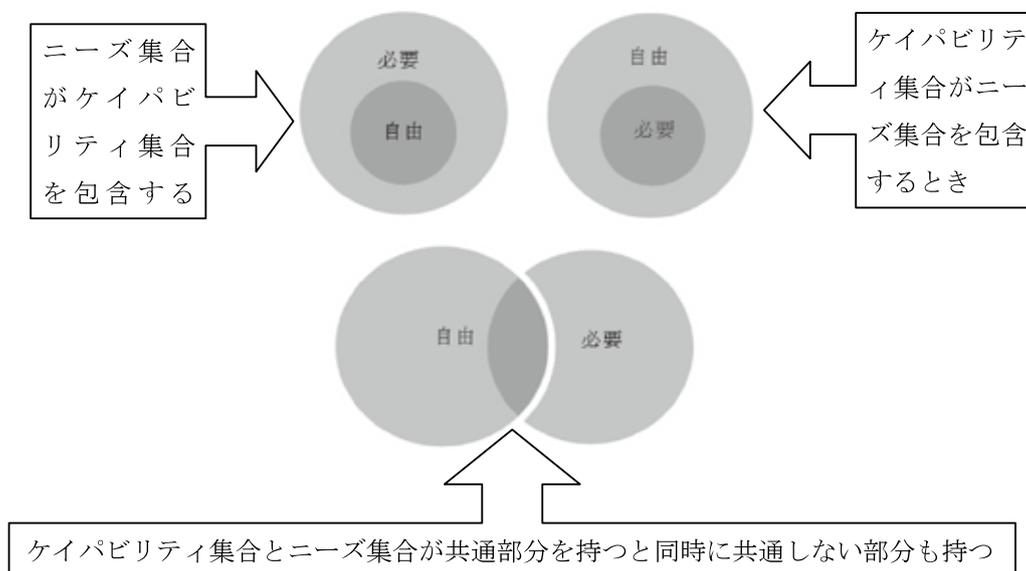


図1 自由と必要の両立可能性

ここで、一人の個人のケイパビリティ集合を想像してみよう。この集合が他者と比べてどんなに巨大なものであっても、ニーズ集合の一要素でもケイパビリティ集合に属していなければ、その個人の必要を満たしているとはいえない。個人のニーズが充足されているか否かを判断するためには、ヌスバウムが指摘したように、ニーズのリストを決定しなければならない。しかし、センは、このニーズのリストを定式化してはいない。このことに起因して、センのケイパビリティ・アプローチでは、自由の概念と必要の概念を明確に区別することが困難となっている。このことを例示したものが以下である。

Ex. 移動の自由（ケイパビリティ）

身体障害者の場合は、単純にケイパビリティ集合を拡大すれば、移動の自由は

⁶⁰ 前掲邦訳書 p. 9 を参照せよ。

達成可能であると想定されている。しかし、法律や制度によって移動の自由を保障する手段に制限が加えられている場合、必ずしもケイパビリティ集合の拡大が移動の自由を約束するものではない。

この例からも考えられるように、ケイパビリティ・アプローチにおいて、自由と必要の両立を図るためには、機能およびケイパビリティ集合の特定化が重要になってくる。しかし、その特定化の作業においては、制度や社会環境の変化についての明示的かつ詳細な考察が不可欠である。

5. 結びに代えて

本論文でのこれまでの検討から考察できることは以下のようなものである。センがケイパビリティのリストを提示しない大きな理由は、自由とニーズが両立可能なケースと両立不可能なケースが存在することを、セン自身がどこかで認識しているからだと考えられる。（上記のような検討をしたかどうかは明らかではないが）それはすなわち、ヌスバウムのようにケイパビリティをリスト化するということは、どんな場合でも自由（ケイパビリティ）とニーズが両立できるということを暗に意図してしまう危険性を持っており、センはどうしてもその危険性を回避したかったと推察できる。

しかし、ケイパビリティ・アプローチを「絶対的貧困」の領域（たとえば、発展途上国の開発の問題や、文化や慣習によって剥奪されている弱者の問題）だけではなく、「相対的貧困」の領域（先進国での貧困問題、とりわけ社会的排除の問題、若年労働者の失業問題やジェンダーの問題など）にも適用するには、自由とニーズの両立可能性を詳細に検討することが重要であるだろう。

以上のような議論を踏まえれば、自由と必要の両立可能性を考えると、多くの論者が自由のケイパビリティ集合がすでにニーズ集合を満たしている場合と、ニーズの機能集合の拡充が同時にひとりの自由のケイパビリティ集合の拡充に直接つながる場合を暗黙のうちに前提としてしまっているのではないか。

しかしながら、ここで考えなければならないのは、自由のケイパビリティ集合が拡充していても、ニーズの機能集合を拡充できない場合である。

ヌスバウムは、ケイパビリティによるニーズ集合を構築しようとしている。一方、センは、個人のケイパビリティ集合がどのようなものであるかを説明し、数多くの著作において、ケイパビリティによる自由の集合を作ろうとしているのである。しかし、その定式化はいまだ曖昧なままのように思われる。

（おがさわら・はるな 本研究科博士後期課程）

参考文献

- Alkire, S. (2002) *Valuing Freedoms : Sen's Capability Approach and Poverty Reduction*, Oxford University Press.
- Berlin, Isaiah (1969) *For Essays on Liberty*, Oxford University Press. (小川晃一・小池銈・福田歓一・生松敬三訳『自由論』, みすず書房, 1971)
- Doyal, L. and Gough, I. (1991) *A Theory of Human Need*, Macmillan.

- Griffin, J. (1986) *Well Being : Its Meaning, Measurement and Moral importance*, Oxford University Press.
- Hayek, F. A. (1960) *The constitution of liberty*. (気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の価値 自由の条件Ⅰ』, ハイエク全集5, 春秋社, 1986. 気賀健三・古賀勝次郎訳『福祉国家における自由 自由の条件Ⅲ』, ハイエク全集7, 春秋社, 1987)
- Hayek, F. A. (1973) *Law, Legislation and Liberty Volume 1 : Rules and Order.*, (矢島鈞次・水吉俊彦訳『ルールと秩序 法と立法と自由Ⅰ』, ハイエク全集8, 春秋社, 1987)
- Nussbaum, Martha C. (1990) 'Aristotelian Social Democracy', in R. Bruce Douglass *et al.* (eds.) *Liberalism and the Good*, Routledge, pp. 203-252.
- Nussbaum, Martha C. (2000) *Women and Human Development : The Capabilities Approach*, Cambridge University Press. (池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発』, 岩波書店, 2005)
- Nussbaum, M. and Sen, A. eds. (1993) *The Quality of Life*, Clarendon Press. (竹友安彦監修・水谷めぐみ訳『クオリティー・オブ・ライフ——豊かさの本質とは——』, 里文出版, 2006)
- Offer, A, ed. (1996) *In Pursuit of the Quality of Life*, Oxford University Press.
- Phillips, D (2006) *Quality of Life : Concept, Policy and Practice*, Routledge.
- Rawls, J.(1971)*A Theory of Justice*, Harvard University Press. (矢島鈞次監訳『正義論』紀伊国屋書店, 1979)
- Sen, A. K. (1970a) *Collective Choice and Social Welfare*, Holden-day. Republished, North-Holland.(志田基与師訳『集合的選択と社会的厚生』, 勁草書房, 2000)
- Sen, A. K. (1977) 'Rational Fools: A Critique of the Behavioural Foundations of Economic Theory', in Sen (1982). (大庭健・川本隆史訳「合理的な愚か者—経済理論における行動理論的な基礎への批判」, 『合理的な愚か者 経済学=倫理的探求』, 勁草書房, 1989)
- Sen, A. K. (1979a) 'Personal Utilities and Public Judgements: or What's Wrong with Welfare Economics?', in Sen (1982). (大庭健・川本隆史訳「個人の効用と公共の判断—あるいは厚生経済学のどこがまずいのか?」, 『合理的な愚か者 経済学=倫理的探求』, 勁草書房, 1989)
- Sen, A. K. (1979b) 'Interpersonal Comparisons of Welfare', in Boskin, M., ed., *Economics and Human Welfare*, Academic Press, pp. 183-201.
- Sen, A. K. (1980): 'Equality of What', in Sen (1982). (大庭健・川本隆史訳「何の平等か?」, 『合理的な愚か者 経済学=倫理的探求』, 勁草書房, 1989)
- Sen, A. K. (1981): *Poverty and Famines: An Essay on Entitlement and Deprivation*, International Labour Organisation, in Sen (1999). (黒崎卓・山崎幸治訳『貧困と飢饉』, 岩波書店, 2000)
- Sen, A. K. (1982) *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell (大庭健・川本隆史抄訳『合理的な愚か者』, 勁草書房, 1989)
- Sen, A. K. (1985a) : 'Well-Being, Agency and Freedom : The Dewey Lectures 1984', *The Journal of Philosophy*, Vol. 82 pp. 169-221.
- Sen, A. K.(1985b) *Commodities and capabilities*, Elsevire Science Publisher. (鈴木興太郎訳『福祉の経済学—財と潜在能力』, 岩波書店, 1988)
- Sen, A. K. (1987) *On Ethics and Economics*, Oxford: Blackwell (徳永澄憲・松本保美・青山治城訳『経済学の再生—道徳哲学への回帰』, 麗澤大学出版会, 2002)
- Sen, A. K. (1990) 'Individual Freedom as a Social Commitment', *The New York Review of Books*, June, pp. 49-54 (川本隆史訳「社会的コミットメントとしての個人の自由」, みすず, 10月号, 358, pp. 68-87, 1991)
- Sen, A. K. (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford University Press. (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討: 潜在能力と自由』, 岩波書店, 1999)
- Sen, A. K. (1994) 'Freedoms and Needs : An Argument for the Primacy of Political Rights', *The New Republic*, January 10 and 17, pp. 31-38.
- Sen, A. K. (1997) *On Economic Inequality, Expanded edition with a substantial annex 'On Economic Inequality after a Quarter Century' by James Foster and Amartya Sen*, Clarendon Press.
- Sen, A. K. (1998) *Reason before Identity*, Oxford University Press. (細見和志訳『アイデンティティに先行する理性』, 関西学院大学出版会, 2003)
- Sen, A. K. (1999) *Development as Freedom*, Oxford University Press. (石塚雅彦訳『自由と経済開発』, 日本経済新聞社, 2000)

- Sen, A. and Dreze, J. (1995a) *Hunger and Public Action*, Oxford University Press, in Sen (1999).
- Sen, A. and Dreze, J. (1995b) *India : Economic Development and Social Opportunity*, Oxford University Press, in Sen (1999)
- Sen, A. and Dreze, J. (1999) *The AMARTYA SEN & JEAN DREZE Omnibus*, Oxford University Press.
- Sen, A., Muellbauer, J., Kanbur, R., Hart, K., Williams, B. (1987) *The Standard of Living*, Cambridge University Press.
- Smith, A. (1759) : *The Theory of Moral Sentiments*. Raphael, D. D. and Macfie, A. L. [ed.] : The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith I, Liberty Fund, Inc., 1984. (米村富男訳『道徳情操論』, 未来社, 1969)
- Smith, A. (1789) : *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. Campbell, R. H. and Skinner, A. S. [ed.], Todd, W. B. [textual ed.] : The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith II, Liberty Fund, Inc., 1982. (大河内一男監訳『国富論』, 中公文庫, 1978)
- Stewart, F. (1996) 'Basic Needs, Capabilities, and Human Development', in Offer (1996).
- Sugden, R. (1993) 'Welfare, Resources and Capabilities: A Review of Inequality Reexamined by Amartya Sen', *Journal of Economic Literature*. 31: 1947-62
- 朝日譲治 (1992) 『生活水準と社会資本整備』, 多賀出版.
- アマルティア・セン (2002) 『貧困の克服——アジア発展の鍵は何か』, 集英社新書.
- 小笠原春菜 (2006) 「エージェンシー・福祉・必要——ケイパビリティ・アプローチからみる豊かさ——」, 千葉大学大学院社会科学科修士論文, 千葉大学.
- 絵所秀紀・山崎幸治編 (2004) 『アマルティア・センの世界』, 晃洋書房.
- 大庭健 (1986) 『A・セン「いい人生・行為主体・自由」』, 理想, 633号, 理想社.
- 神島裕子・山森亮 (2004) 「福祉——他者の必要を把握するとはどういうことか——」, 有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『現代規範理論：ポスト・リベラリズムの新展開』, ナカニシヤ出版, pp. 80-100.
- 川本隆史 (1984) 『A. K. セン「自由と社会的選択」』, 理想, 610号, 理想社.
- 川本隆史 (1985a) 「モラル・サイエンスとモラル・エコノミー——規範的経済学の〈基礎〉を求めて」, 理想, 623号, 理想社.
- 川本隆史 (1985b) 『A. K. セン「権利と能力」』, 理想, 630号, 理想社.
- 川本隆史 (1988) 「経済学から倫理学へ——アマルティア・センの軌跡」, 理想, 638号, 理想社.
- 川本隆史 (1991) 「自由・秩序・所有——ハイエクとセンの対決」, 現代思想, 19巻12号.
- 川本隆史 (1995) 『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワーク——』, 創文社.
- 後藤玲子 (1999) 「社会保障とセンの潜在能力理論」, 特集／アマルティア・センの世界, 経済セミナー, No. 530, pp. 25-30.
- 後藤玲子 (2002) 『正義の経済哲学——ロールズとセン』, 東洋経済新報社.
- 塩野谷祐一 (1984) 『価値理念の構造』, 東洋経済新報社.
- 塩野谷祐一 (2002) 『経済と倫理 福祉国家の哲学』, 東京大学出版会.
- 須賀晃一 (1996) 「福祉・自由・潜在能力——A. K. センの新しい規範経済学」, 福岡大学経済学論叢, 第41巻第3号, pp. 183-223.
- 鈴木興太郎 (1999) 「厚生経済学から福祉の経済学へ」, 特集／アマルティア・センの世界, 経済セミナー, No. 530, 3月号, pp. 20-24.
- 鈴木興太郎・後藤玲子 (2001) 『アマルティア・セン 経済学と倫理学』, 実教出版.